

平成 30 年 7 月 9 日

お取引先様各位

大阪市北区角田町 1 番 1 号  
栗原工業株式会社  
取締役社長 栗原信英

## 合併に伴う諸手続きのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき誠に有難うございます。

さて、この度、弊社、栗原工業株式会社は、平成 30 年 10 月 1 日付をもちまして、子会社であります株式会社栗原コーポレーションを吸収合併する事になりました。

今回の吸収合併に伴いまして、平成 30 年 10 月 1 日以降は、栗原工業株式会社が株式会社栗原コーポレーションの購買業務全般を引き継ぎいたします。なお、平成 30 年 10 月 1 日以降のお取引につきましては、下記に記載の通りとさせていただきます。お手数をお掛けいたしますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

(記)

### 1. 契約書について

平成 30 年 10 月 1 日以降の物品（レンタル・リース品含む）売買契約の当事者は、株式会社栗原コーポレーションから栗原工業株式会社に変更となります。（請負工事に関しての工事費（労務費）にかかる契約当事者は、現在の栗原工業株式会社で変更ございません。）

平成 30 年 9 月 30 日迄に株式会社栗原コーポレーションと締結いただいた契約につきましては、諸手続きを経ることなく栗原工業株式会社がこれを引き継がさせていただきます。

### 2. お取引条件について

(1) お取引条件は現行の条件を継承させていただきます。

(2) 支払人の名義変更については以下のとおりとなります。

振込：平成 30 年 10 月 1 日以降、栗原工業株式会社よりお支払いいたします。

電手：平成 30 年 10 月 1 日以降、支払企業名は栗原工業株式会社となります。

約束手形：平成 30 年 10 月 1 日以降、振出人名は栗原工業株式会社となります。

(3) 平成 30 年 9 月 30 日迄に株式会社栗原コーポレーションより支払済みの約束手形・電手等未決済につきましては、栗原工業株式会社が引き継ぎ決済いたします。

(4) 約束手形等に必要な領収書等の書類宛名は、平成 30 年 10 月 1 日以降、栗原工業株式会社の記載をお願いいたします。

(5) 現在ご登録のお振込先銀行口座、電手等の再登録は不要です。

### 3. 指定納品書請求書の変更について

平成 30 年 10 月 1 日以降作成（起票）の材料費（レンタル・リース品含む）請求分より、栗原工業株式会社-材料費用-指定納品書請求書（以下工業材料伝票）を使用して、栗原工業株式会社宛にご請求ください。（書式・サイズ・色・複写枚数は従来のものと変更はございません。）

尚、請求先変更に伴い、株式会社栗原コーポレーション-指定納品書請求書（以下コーポ伝票）は、10 月 1 日以降のご請求には使用できませんので、ご注意ください。

### 4. 指定納品書請求書の交換について

貴社に在庫のあるコーポ伝票は、下記(1) (2) (3)のいずれかの方法をもって無償で工業材料伝票と交換いたします。

尚、9 月 30 日迄に使用するコーポ伝票を確保の上、工業材料伝票と交換してください。

#### (1) 引取交換（宅配交換）の場合

ア 製作元から工業材料伝票をご希望場所へ配送いたします。到着時に不要交換となるコーポ伝票を配送業者にお預けください。（配送料・引取料は弊社負担）

イ 交換枚数の最少交換単位は、旧版残数に関わらず、単票は 20 枚 1 冊とし、連続用紙は 200 シートといたします。

ウ 交換手続は、下記製作元へ別紙 F A X 用紙を使用し、必要事項をご記入の上直接お申し込みください。

また、お申し込みは弊社との取引事業所様ごとではなく、可能な限り貴社にて一か所に集約していただきご注文をお願いいたします。

尚、下記受付期間を過ぎての交換に伴う配送料は、貴社のご負担となりますので、ご注意ください。

交換注文受付期間：平成 30 年 7 月 17 日～平成 30 年 8 月 10 日

配送(交換)期間：平成 30 年 9 月 10 日～平成 30 年 9 月 30 日

製作元会社名：野崎工業株式会社

担当者名：西日本営業部 次長 河合隆志

住所：〒574-0015 大阪府大東市野崎 4-11-26

電話番号：072-879-0011

F A X 番号：072-878-9786

エ 注文受付完了後、製作元より貴社ご指定場所へ配送いたします。

#### (2) 郵送交換の場合

上記(1)-ウの方法で申込の交換数量が郵送可能な場合は、郵便にて配送いたします。その際、返送用郵便切手を同封いたしますのでご利用いただき、製作元へコーポ伝票を返送願います。恐縮ですが封筒は貴社にてご用意ください。

#### (3) 持参による交換の場合

従来通り弊社最寄り窓口へご持参のうえ、交換してください。ただし、交換分の在庫状況により、即時対応ができない場合が想定されますので、恐れ入りますが事前に従来窓口かまたは下記の指定納品書請求書交換に関するお問合わせ先までご連絡をお願いいたします。

交換期間：平成 30 年 9 月 10 日～平成 30 年 9 月 30 日

(4) 上記(1)(2)(3)以外の場合

恐れ入りますが、無償交換ではなく従来通り販売とさせていただきます。  
郵送または宅配をご希望される場合は、従来の弊社最寄り窓口へご依頼ください。  
配送料につきましては、従来通り貴社のご負担となります。

弊社最寄り窓口でのご購入につきましても、従来通りとさせていただきます。

販売開始日 : 平成 30 年 10 月 1 日～

尚、従来の栗原工業株式会社-労務費用-指定納品書請求書（工業労務伝票）は、  
該当契約発生時にそのまま継続してご使用ください。

5. 登録申請書類、金銭領収用印鑑届及び領収印鑑証について

登録申請書類、金銭領収用印鑑届及び領収印鑑証は、すでに栗原工業株式会社宛で頂いて  
おりますので、再度ご提出の必要はございません。

6. 支払通知書について

支払通知書は、平成 30 年 10 月 1 日以降、栗原工業株式会社より発送いたします。

\*その他、ご不明の点がございましたら、下記までお問合わせくださいますようお願い申し上  
げます。

《お問合せ先》

栗原工業株式会社 経理部

TEL 06-6313-0830

株式会社栗原コーポレーション 購買部

TEL 06-6313-0835

《指定納品書請求書交換に関するお問合わせ先》

① 株式会社栗原コーポレーション 購買部

TEL 06-6313-0835

② 大阪購買グループ

TEL 06-6313-1162

③ 東京購買グループ

TEL 03-6400-3003

④ 西日本購買グループ(中国)

TEL 082-223-5595

⑤ 西日本購買グループ(四国)

TEL 087-863-5760

